

火災予防違反処理規程

〔平成11年10月1日
本部訓令第2号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び火災予防条例（昭和48年大船渡地区消防組合条例第22号。以下「条例」という。）に基づく火災の予防並びに災害の発生防止及び拡大防止に関する違反処理について必要な事項を定めるものとする。

(違反処理事項)

第2条 違反処理事項は、別表第1に掲げる違反事項（以下「違反事項」という。）とする。

(違反処理基準)

第3条 違反事項は、別表第1に掲げる違反処理基準（以下「違反処理基準」という。）により違反処理するものとする。ただし、違反事項が火災予防上又は人命安全上猶予できない場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

(調査)

第4条 消防署長（以下「署長」という。）は、火災予防査察規程（平成11年大船渡地区消防組合消防本部訓令第1号。以下「査察規程」という。）第9条第5項及び第10条第4項の規定により違反処理するときは、署査察員（査察規程第2条第6号に規定する署査察員をいう。以下同じ。）に違反処理のために必要な調査を行わせなければならない。

2 署査察員は、前項の規定により調査を行ったときは、その結果を違反処理調査結果報告・処理伺書（様式第1号）により、署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

3 署査察員は、第1項に規定する調査に際し質問を行うときは、質問調書（様式第2号）により行わなければならない。

4 前3項の規定は、査察規程第9条第5項及び第10条第4項に規定する違反処理以外の違反処理を行う場合に準用する。

(警告)

第5条 署長は、前条第2項の報告により、違反事項が確定した場合で、警告の必要があると認めるときは、警告書（様式第3号）により警告するものとする。

2 署長は、前項の規定による警告に係る履行期限が経過したときは、速やかに署査察員に是正確認の調査を行わせなければならない。

3 署査察員が、前項の規定により是正確認の調査を行ったときは、その結果を是正確認調査結果報告・処理伺書（様式第4号）により、署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

(聴聞)

第6条 署長は、別表第2に掲げる処理をしようとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に関する手続きは、行政手続法の定めによるほか、大船渡地区消防組合行政手続条例（平成9年大船渡地区消防組合条例第3号）及び大船渡地区消防組合行政手続条例等施行規則（平成9年大船渡地区消防組合規則第8号）によるものとする。

(弁明機会の付与)

第7条 署長は、別表第3に掲げる処理をしようとする場合は、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項の弁明の機会を付与する場合の通知は、弁明通知書（様式第5号）により行うも

のとする。

(命令)

第8条 署長は、第5条第1項の規定による警告に係る履行期限が経過してもなお是正されないとき又は違反事項が同項の規定による警告措置をとらないで直ちに命令の必要があると認めるときは、命令要請書(様式第6号)に必要書類を添えて消防長に要請しなければならない。

2 消防長は、前項の要請があつた場合で、命令の必要があると認めるときは、命令書(様式第7号)により命令するものとし、その命令書は、命令通知書(様式第8号)により署長に送付するものとする。

3 署長は、前項に規定する命令書を受領したときは、速やかに当該関係者に当該命令書を送付するものとする。

4 署長は、第2項の規定による命令に係る履行期限が経過したときは、速やかに署査察員に是正確認の調査を行わせなければならない。

5 署査察員は、前項の規定により是正確認の調査を行つたときは、その結果を是正確認調査結果報告・処理伺書(様式第4号)により、署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

6 命令は、命令事項の履行、命令期間の終了又はその取消し、撤回、命令対象の消滅等の事由により、効力が消滅する。

(緊急時の命令)

第9条 署長は、違反事項が火災予防上又は人命安全上猶予できない場合で、緊急に必要な措置をとらなければならないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、関係者に必要な処置をとるべきことを口頭により命令することができる。

2 署長は、前項の規定により口頭による命令を行つたときは、必要に応じて、速やかに前条第1項に規定する命令要請を行わなければならない。

(公示)

第10条 署長は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)及び第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)及び第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項及び第2項、第12条第2項、第12条の2第1項及び第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の6第1項並びに第17条の4第1項及び第2項の規定による命令を行つたときは、当該命令に係る査察対象物(査察規程第2条第4号に規定する査察対象物をいう。)に標識(様式第9号)を設置するとともに、大船渡地区消防組合公告式条例(昭和38年大船渡地区消防組合条例第1号。以下「公告式条例」という。)に定めるところにより公示するほか、当該命令に係る査察対象物を管轄する消防署、分署及び分遣所に掲示するものとする。

(催告)

第11条 署長は、命令を行つたもののうち、履行期限を経過してもなお是正されないものがあるときは、必要に応じて、催告書(様式第10号)を交付し、履行の促進を図るものとする。

(特例認定の取消し)

第12条 署長は、法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)の規定により特例認定を取り消すときは、特例認定取消要請書(様式第11号)により、必要書類を添えて消防長に要請しなければならない。

2 消防長は、前項の要請があつた場合で、特例認定を取り消す必要があると認めるときは、特例認定取消書（様式第12号）により署長に送付するものとする。

3 署長は、前項に規定する特例認定取消書を受領したときは、速やかに当該関係者に当該特例認定取消書を送付するものとする。

（許可の取消し）

第13条 署長は、法第12条の2第1項の規定による許可の取消しの必要があると認めるときは、許可取消伺書（様式第13号）に必要な書類を添えて管理者の指示を受けるものとする。

2 署長は、前項の規定により、管理者の許可の取消しの決定があつた場合は、許可取消書（様式第14号）により許可を取り消すものとする。

（告発）

第14条 署長は、第8条第2項の規定による命令に係る履行期限が経過してもなお是正されないとき又は違反事項が重大で告発の必要があると認めるときは、告発要請書（様式第15号）に必要な書類を添えて消防長に要請しなければならない。

2 消防長は、前項の要請があつた場合で、告発の必要があると認めるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 査察規程第3条第1号、第2号及び第4号の査察対象物（以下「1. 2. 4号査察対象物」という。）に係る違反事項は、告発書（様式第16号）に必要な書類を添えて告発するものとする。

(2) 査察規程第3条第3号の査察対象物（以下「3号査察対象物」という。）に係る違反事項は、告発伺書（様式第17号）により管理者の指示を受けるものとする。

3 消防長は、前項第2号の規定により、管理者から告発の指示があつた場合は、告発書に必要な書類を添えて告発するものとする。

4 消防長は、第2項第1号及び前項の規定により告発したときは、告発通知書（様式第18号）により署長に通知するものとする。

（過料事件の通知）

第15条 署長は、法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）又は第17条の2の3第4項に規定する届出を怠つた者を覚知した場合で、過料事件として裁判所に通知する必要があると認めるときは、過料事件通知書（様式第19号）に必要な書類を添えて届出を怠つた者の住所地を管轄する地方裁判所に通知するものとする。

（代執行）

第16条 消防長は、第8条第2項に規定する命令書を発してもなお是正されない場合で、告発その他の方法によつては是正が図られないと認めるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 1・2・4号査察対象物に係る違反事項は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところにより代執行を行うものとする。

(2) 3号査察対象物に係る違反事項は、代執行伺書（様式第20号）により管理者の指示を受けるものとする。

2 消防長は、前項第2号の規定により、管理者から代執行の指示があつた場合は、代執行を行うものとする。

3 消防長は、第1項第1号及び前項の規定により代執行を行つたときは、代執行通知書（様式第21号）により署長に通知するものとする。

4 消防長は、前項の規定により代執行を行うときは、事前に作業、経費等に関する計画を立てなければならない。

5 代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 戒告書（様式第22号）
 - (2) 代執行令書（様式第23号）
 - (3) 代執行費用納付命令書（様式第24号）
 - (4) 代執行執行責任者証（様式第25号）
- （送達）

第17条 この訓令に定めるところにより警告書、命令書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を送付するときは、当該関係者に当該警告書等を直接手交し、当該関係者から受領書（様式第26号）に署名押印を求めるものとする。

2 前項に規定する警告書等の受領又は受領書の提出を拒否されたときその他必要と認めるときは、配達証明郵便の方法により送達するものとする。ただし、関係者の住所が不明のため郵送できないときは、公告式条例（昭和38年大船渡地区消防組合条例第1号）に定めるところにより公示し、送達に代えるものとする。

（関係行政機関との連絡協調）

第18条 消防長又は署長は、違反処理の適正を図るため、関係行政機関と密接な連絡協調の確保に努めなければならない。

（月例報告）

第19条 署長は、毎月の違反処理状況及び違反是正状況を違反処理・違反是正報告書（様式第27号）に違反処理防火対象物表（様式第28号）及び違反是正防火対象物表（様式第29号）を添えて、翌月の10日までに消防長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。